

平成19年4月11日
消 防 庁

平成19年度危険物事故防止アクションプランの公表

危険物施設の事故（火災及び漏えい）件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じたことから、平成15年より、危険物関係業界・団体、研究機関、消防関係行政機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」を消防庁で開催するとともに、構成メンバーが行う事故防止対策を毎年「危険物事故防止アクションプラン」として取りまとめ、官民一体となった事故防止対策を推進しております。

しかし、危険物施設の事故件数は増加を続けており、非常に憂慮される状況にあります。その原因も火災においては「管理不十分」が、漏えいについては「腐食疲労等劣化」がその第一位を占めるなど、残念ながら事業所等における日頃の点検といった事故防止対策の取り組みが、いまだに不十分であることが懸念されます。

このため、「危険物施設及び少量危険物施設の法令に基づく点検の励行、日常点検の推進」を新たに共通重点項目に定める等、「平成19年度危険物事故防止アクションプラン」を取りまとめました。

これを踏まえ消防庁では、本日別添3のとおり各都道府県消防防災主管部長等へ通知いたしましたのでお知らせします。

<別添資料>

1. 危険物施設の事故概要(別添1)
2. 危険物事故防止アクションプランのイメージ(別添2)
- [3. 平成19年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて\(別添3\)](#)
- [4. 危険物等事故防止対策情報連絡会参画団体一覧\(別添4\)](#)

連絡先

危険物保安室 白石補佐
佐藤係長

TEL 03-5253-5111(代表)

内線 7702・7715

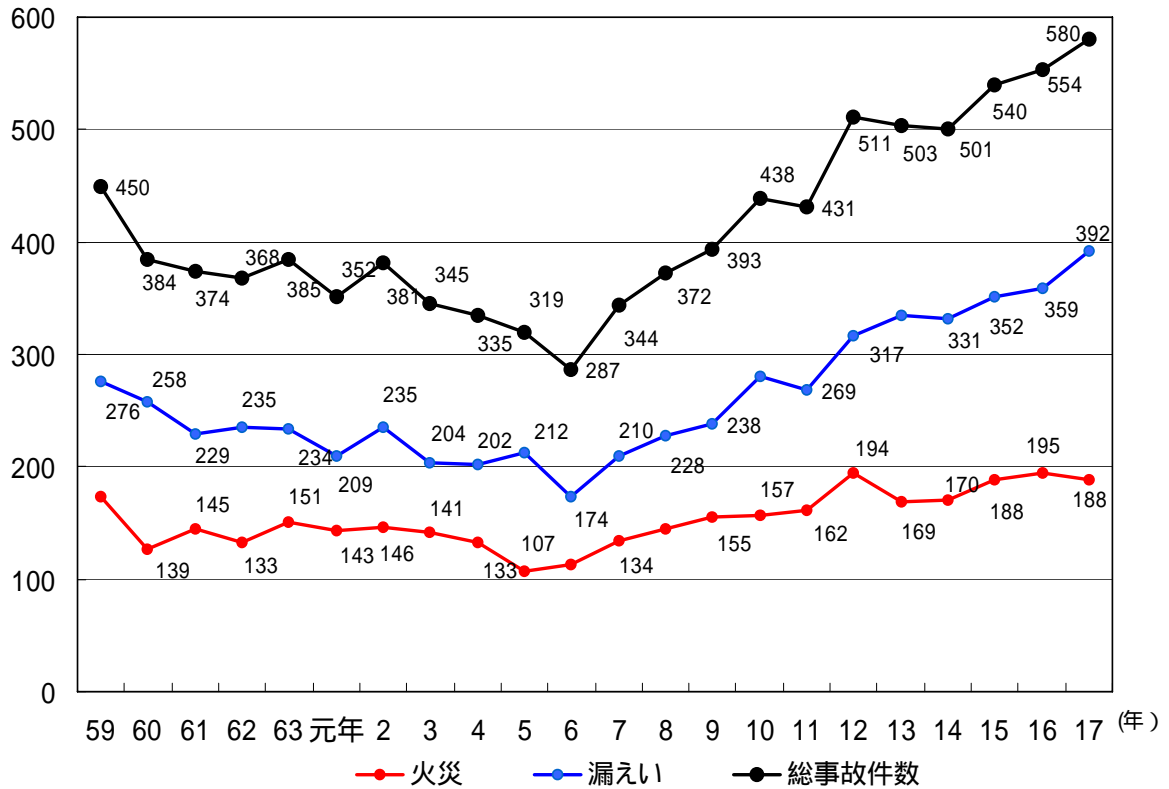
TEL 03-5253-7524(直通)

FAX 03-5253-7534

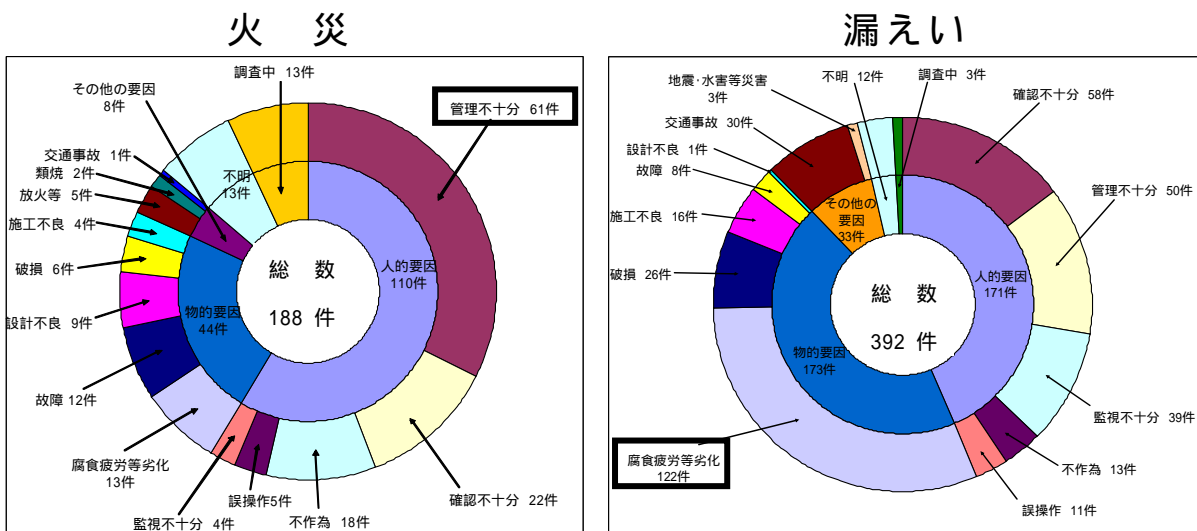
危険物施設の事故概要

危険物施設の事故件数の推移

(件数 単位 :件)



危険物施設における事故発生原因(平成 17 年中)



：管理不十分とは、当該施設において本来なさなければならない安全管理が不十分であったものをいう。

第一位となった「管理不十分」を含め、人的要因によるものが約 60%を占める。

人的要因、物的要因ほぼ同数であるが、第一位となった「腐食疲労等劣化」は、物的要因の約 70%を占める。

